令和３年１１月オレンジ勉強会

保険代理店の代理店契約解除

令和３年１１月１９日
弁護士　有馬　明仁

第１　事案の概要

第２　保険会社による保険代理店の代理店契約解除について

１　代理店契約における「やむを得ない理由」の規定

(1) やむを得ない理由の規定がない場合，やむを得ない理由の黙示の合意が成立しているかが争いになる。

(2) 参考裁判例

平成２７年１月１６日東京地判，平成２４年２月１４日東京地判等

(3) 平成２７年１月１６日東京地判

ア　黙示の合意の成否

「①本件各契約は自動継続条項を含んでおり相当程度長期間にわたって継続することが予定されていたこと，②実際に，本件各契約はＡ個人が契約当事者であった時期を含めると約３０年にわたって自動更新されてきたこと，③原告は被告らとのみ保険代理店契約を締結しており，④被告らとの本件各契約が終了した場合には相当程度の経済的影響が受けるおそれがあること，⑤本件更新拒絶後に原告と被告らが交渉した際に，被告らは６５０万円の支払について言及するなど，被告らは，原告に対し，何らかの補償等の措置を講じることが必要であると認識していたことなどを考慮すると，原告と被告らとの間においては，遅くとも平成２４年１月までの間に，本件各契約について，解約申入れ又は更新拒絶をする場合に「やむを得ない理由」を要する旨の黙示的合意が成立していたというべきである」

イ　やむを得ない理由の該当性

裁判所は，反社会勢力案件を取り扱っていたこと等が保険引受基準に反するので，それがやむを得ない理由に該当すると認定。

２　信義則，権利濫用

やむを得ない理由の黙示の合意が成立しない場合，契約の解除について，代理店側が信義則や権利濫用を根拠として，解除を認めるべきでないと主張しているケースもあったが，ざっと調査した限りではこれが認められた裁判例は見当たらなかった。

※前記１との関係性や他の継続的取引との整合性等も含めて，今後調査の必要性あり

cf) 保険募集人の不正について

募集人の登録取り消し(保険業法３０７条１項)については，法２７９条，法２８９条に該当するときには，登録が取り消される。また，３００条に違反した場合には，１年以上の懲役を受ける可能性がある。なお，立ち入り検査と業務改善命令(法３０５条，法３０６条)等の規定も存在する。

以上